

～ 行政法の基礎を学ぶ ～

行政法

行政法の基礎知識を習得することで、仕事を進める上での根拠法令を意識して、自ら考える職員を育成し、組織対応力の向上を図る。

実施日程【2日間】

第1回 6月25日(火)・6月26日(水)

第2回 10月9日(水)・10月10日(木)

第3回 12月24日(火)・12月25日(水)

【各日程9:00～17:00】

こんな方にお勧めです

行政法の基礎知識を学び、習得した知識を仕事に役立てたい職員



- 対象 主任以下の職員
- 定員 各回40名程度(予定)
- 講師 特別区人事・厚生事務組合職員
- 場所 特別区職員研修所(千代田区九段北1-1-4)

【問合せ先】 特別区職員研修所 教務第1課 基本研修係 03-6261-1569～75

カリキュラム

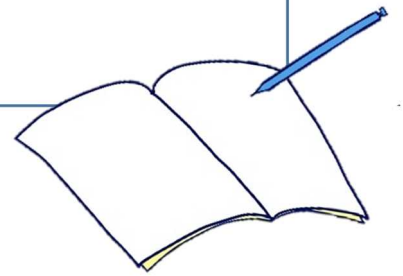
行政法の基礎を学ぶ

- ・ 法律による行政の原理
- ・ 行政法の位置付け
- ・ 行政法における基本原則 など

行政職員として押さえておくべき法的基礎知

- ・ 行政事件訴訟法
- ・ 行政手続法
- ・ 行政不服審査法
- ・ 国家賠償法 など

※ カリキュラムの一部が変更となる場合があります



ポイント&特徴

法令に基づいて行われる公務員の仕事において、職務遂行に必要な行政法の基礎知識を習得するとともに、法的なものの考え方を養うことができます。

実際の判例を参考にしながら、法令やその手続きについて読み解きます。